

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 告示

○埼玉県人事行政の運営等の状況の公表 (人事課)

## 告示

### 埼玉県告示第四百六十号

埼玉県の人事行政の運営等の状況について、埼玉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年埼玉県条例第四号)第六条の規定により、次のとおり公表する。

平成二十一年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

### 人事行政の運営等の状況の公表

#### 第1 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び退職等に関する状況

(1) 職員の採用及び退職等の状況(平成20年度)

(単位:人)

区分	採用	退職					免職			合計
		定年	勲奨	普通	死亡	出納訂	分限	懲戒	失職	
職種										
一般行政職	461	230	83	71	11	113		1		510
研究職	23	20			1	1				23
医療職	66	16	6	31	2	13				68
技能労務職	10	28	7	2	1	5				43
教育職	1,370	851	540	124	27	347		8		1,897
警察職	653	122	161	195	11	8				500
企業職	185	21	8	106	2	9				146
合計	2,768	1,288	806	529	55	496		1	12	3,187
(構成比)	(40.4%)	(25.3%)	(16.6%)	(1.7%)	(15.6%)	(0.0%)	(0.4%)	(0.0%)	(100%)	

(注) 1 上記の数は、再任用職員を含みます。

2 職種区分については、次のとおりです(以下同じ)。

一般行政職・・・他のいずれにも該当しない職員

研究職・・・研究職給料表適用者

医療職・・・医療職給料表(一)、医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)の各適用者

技能労務職・・・技能労務給料表適用者

教育職・・・大学職給料表、教育職給料表(一)及び教育職給料表(二)の各適用者並びに指導主事、社会教育主事及び高等専修学院の教員

警察職・・・公安職給料表適用者

企業職・・・企業職給料表(一)、企業職給料表(二)、病院企業職給料表(一)、病院企業職給料表(二)、病院企業職給料表(三)の各適用者

3 数字の単位未満は、四捨五入しました。このため、内訳の計が100%にならない場合があります(以下同じ)。

(2) 職員の昇任及び降任の状況(平成20年度)

<知事等>

(単位:人)

区分	昇任						降任	
	主任	主査級	主幹級	副課長級	課長級	副部長級	部長級	降任
一般行政職	97	149	111	74	54	35		1
研究職	2	8	8	5	3	2		
医療職	10	13	11	7	4			
技能労務職	4							
教育職		4	1	2	1			2
企業職	45	16	13	14	5	4		
合計	158	190	144	102	67	41		6
(構成比)	(22.3%)	(26.8%)	(20.3%)	(14.4%)	(9.5%)	(5.8%)		(0.8%)

(注) 知事等は、任命権者が、知事、議長、選挙管理委員会、代表監査委員、人事委員会、公営企業管理者及び病院事業管理者であることを指します(以下同じ)。

<教育委員会>

(単位:人)

区分	昇任						降任	
	主任	主査級	主幹級	副課長級	課長級	副部長級	部長級	降任
一般行政職	29	65	53	20	18	8		
医療職	2	17						
技能労務職	5							
教育職			5					
合計	36	82	58	20	18	8		0
(構成比)	(16.2%)	(36.9%)	(26.1%)	(9.0%)	(8.1%)	(3.6%)		(0.0%)

(単位：人)

区分	昇任	降任
教育職(教員)	教頭 286 校長 227	1
合計	286 (55.8%) 227 (44.2%)	1

<警察本部長> (単位：人)

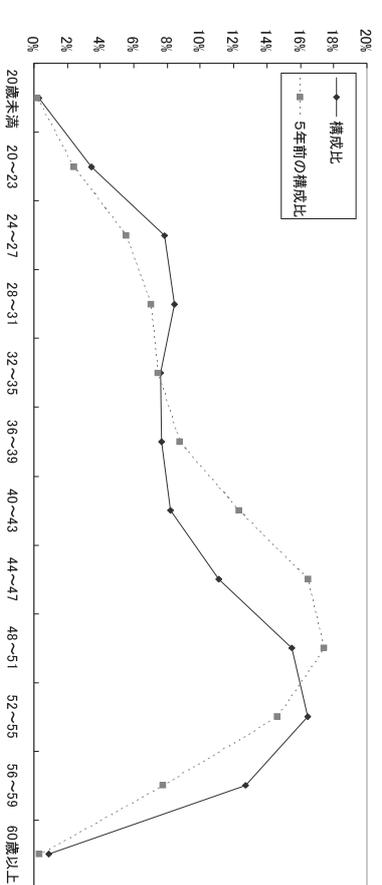
区分	昇任	降任
巡査部長	警部補 警部	警視 所屬長級
主任	係長 課長補佐	課長補佐 調査官級
一般行政職	29 21	9 3
研究職	2 1	1
警察職	349 240	63 29
合計	380 262	72 33
(構成比)	(49.2%) (33.9%)	(9.3%) (4.3%)

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在 単位：人)

部門	職員数		対前年増減数	主な増減理由
	平成20年	平成21年		
一般行政部門	議 66	66	±0	
	会 1,284	1,284	±0	
	務 673	674	+1	個人県民税徴収体制の強化など
	民 1,006	1,026	+20	児童相談所の体制強化など
	政 1,348	1,338	▲10	自動車公害対策の体制見直しなど
	生 382	371	▲11	彩の国ビジュアルプラザの廃止など
	商 198	196	▲2	秩父高等技術専門校の廃止など
	農 1,105	1,040	▲65	農林振興わがの体制見直しなど
	林 1,501	1,477	▲24	県土整備事務所の体制見直しなど
	産 7,563	7,472	▲91	
特別行政部門	教 42,000	41,691	▲309	生徒数減に伴う高等学校教職員の減員など
	警 12,116	12,247	+131	警察事務の増大に伴う警察官の採用
公営企業部門	小 54,116	53,938	▲178	看護体制整備など
	病 1,711	1,761	+50	
	道 342	342	±0	
	水 169	142	▲27	電気事業清算事務の終了による減員など
	小 2,222	2,245	+23	
合計	63,901	63,655	▲246	

(注) この表は、総務省定員管理課の区分に基づき、職員の配置状況を行政部門別に集計したもので、職員数は定数条項上の定数とは異なります。

(4) 年齢別職員構成の状況(平成21年4月1日現在)



(5) 定数削減計画の数値目標及び進捗状況

区分	20歳未満	20歳~23	24歳~27	28歳~31	32歳~35	36歳~39	40歳~43	44歳~47	48歳~51	52歳~55	56歳~59	60歳以上	計
職員数	171人	2,190人	5,002人	5,355人	4,818人	4,876人	5,229人	7,048人	9,844人	10,459人	8,086人	577人	63,655人

- イ 定数削減目標  
平成23年度に県民1万人当たりの職員数が11人台となるように、知事部局において本プログラム期間中(平成20~22年度)に500人の削減を目指し、教育局においても同等の削減を目指しています。
- ウ 定員削減計画の年次別進捗状況(実績)の概要 (各年4月1日現在 単位：人)
- | 区分                   | 削減目標数(H20~H22) | 平成19年(基準年度) | 平成20年(1年目実績) | 平成21年(2年目実績) | 合計   |
|----------------------|----------------|-------------|--------------|--------------|------|
| 知事部局一般職員             | ▲500           | 7,606       | 7,446        | 7,276        | ▲330 |
| 教育委員会事務局職員・県立学校事務職員等 | ▲113           | 1,564       | 1,501        | 1,468        | ▲96  |
| 企業局職員                | ▲34            | 452         | 434          | 428          | ▲24  |

(注) 企業局については、基準年度を計画のカウントしている。

2-1 職員の給与の状況(公営企業職員を除く。)

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (20年度末) 人	歳出額		実収支		人件費		人件費率 B/A %	19年度の 人件費率 %
		A 千円	B 千円	A 千円	B 千円	A 千円	B 千円		
平成20年度	7,096,269	1,582,133,055	5,411,098	658,403,357	41.6	43.3	(参考)		

(注) 平成20年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

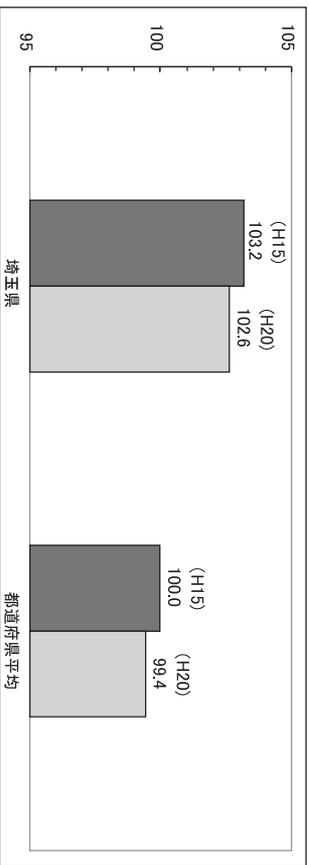
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A 人	給与費				一人当たり 給与費 B/A 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤続手当 千円	計 B 千円	
平成20年度	61,678	294,737,552	66,860,928	126,345,252	487,943,732	7,911

(注) 1 平成20年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

(3) ラスベリス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) ラスベリス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額(平成21年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	44.1歳	359,949円	451,734円
技能労務職	53.0歳	366,253円	421,687円
高等学校教育職	46.7歳	416,039円	491,871円
小中学校教育職	45.3歳	390,332円	455,472円
警察職	38.4歳	334,298円	466,263円

(注) 1 職種の区分については、総務省地方公務員給与実態調査の職種区分表による。(以下同じ)

一般行政職・・・行政職給料適用者(ただし、国の府県職員及び消防職員に該当する職員、指導員、社会教育主事及び青年指導員の職員を除く)及び事務職給料適用者

技能労務職・・・技能職給料適用者

高等学校教育職・・・教育職給料表(1)適用者及び高等専門学校教員の職員

小中学校教育職・・・教育職給料表(2)適用者

警察職・・・公安職給料表適用者

2 「平均給料月額」とは、平成21年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地場手当、住居手当、時間外勤務手当などの手当の額を合計したものです。

(5) 職員の初任給の状況(平成21年4月1日現在)

区分	初任給	2年後の給料
一般行政職	178,800円	191,600円
技能労務職	146,700円	158,600円
高等学校教育職	131,150円	139,550円
小中学校教育職	199,700円	214,000円
警察職	179,000円	187,500円

(注) 職種の区分については、以下のとおりです。(以下同じ)

高等学校教育職・・・高等学校教員から特別教育学校の教員及び高等専門学校教員の職員を除いたもの

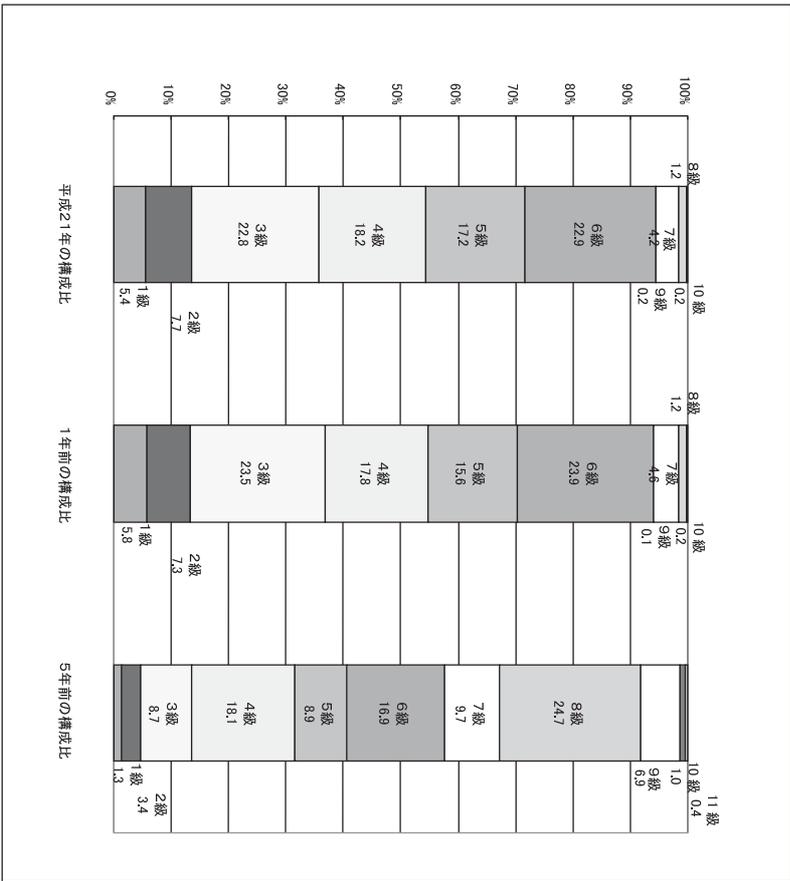
(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成21年4月1日現在)

区分	学歴	経験年数	
		10年以上15年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	297,037円	389,932円
	高校卒	249,533円	338,537円
技能労務職	高校卒	260,350円	324,854円
	中学卒	—	291,925円
高等学校教育職	大学卒	343,376円	414,643円
	高校卒	260,162円	320,546円
小中学校教育職	大学卒	340,227円	406,698円
	高校卒	315,684円	409,942円
警察職	大学卒	278,694円	371,546円
	高校卒	—	—

(7) 一般行政職の級別職員数の状況(平成21年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	計
標準的な職務内容	主事	主事	主査	主査	主幹	副課長	課長	副部長	部長	本部長	
職員数	513	729	2,160	1,730	1,628	2,180	398	111	16	16	9,481
構成比	5.4%	7.7%	22.8%	18.2%	17.2%	22.9%	4.2%	1.2%	0.2%	0.2%	100.0%

(注) 1 埼玉県の給与条例に基づき給料率の級別による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。  
 3 給与標準の異動により、級構成の改正が行われています。行政・消防材料における改正内訳は、以下のとおりです。  
 改正前(平成18年9月) 1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級 8級 9級 10級  
 改正後(平成18年4月) 1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級 8級 9級 10級



(8) 昇給への勤務成績の反映状況

毎年度、実績評価及び能力評価で構成される人事評価を全職員に実施。なお、副課長級以下の職員については、併せて別途勤務成績を判定。  
 課所長級以上の職員については、実績評価結果を基本として、昇給の号給数(8~0号給)を決定。  
 副課長級以下の職員については、勤務成績に基づき、昇給の号給数(6~3以下の号給)を決定。

(9) 職員手当の状況

項目	埼玉	国
1人当たりの平均支給額(平成20年度決算)	1,974千円	
(平成20年度支給割合)		(平成20年度支給割合)
期末手当	3.0 月分	3.0 月分
勤労手当	1.5 月分	1.5 月分
(平成21年度支給割合)	(1.6) 月分	(1.6) 月分
期末手当	2.75 月分	2.75 月分
勤労手当	1.4 月分	1.4 月分
(加算措置の状況)	(1.5) 月分	(0.7) 月分
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算	5~20%	5~20%
・管理職加算	15~25%	10~25%

(注) 1 平成20年度決算については、議会の決定に付されている数値であり、現在、審議中です。  
 2 ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤労手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)  
 毎年度、実績評価及び能力評価で構成される人事評価を全職員に実施。なお、副課長級以下の職員については、併せて別途勤務成績を判定。  
 課所長級以上の職員については、実績評価結果に基づき、支給割合(5段階)を決定。  
 副課長級以下の職員については、勤務成績が良好でない職員の支給割合を、標準の支給割合から2段階に分け減じている。

項目	埼玉	国
1人当たりの平均支給額	(平成20年度決算) 6,513千円	27,722千円
(支給率)		
自己都合	勤奨・定年	勤奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特別措置(2%~2.0%加算)	その他の加算措置

(注) 1 平成20年度決算については、議会の決定に付されている数値であり、現在、審議中です。  
 2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成20年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(平成21年4月1日現在)

支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	6.5%	61,596人
東京都特別区等	10%	37人
(医師・歯科医師)	14%	45人

(注) 平成20年度決算については、議会の決定に付されている数値であり、現在、審議中です。

エ 特殊勤務手当(平成21年4月1日現在)

支給実績(平成20年度決算)	2,850,098千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)	110千円
職員全体に占める手当支給職員割合(平成20年度)	42.0%
手当の種類(手当数)	25 手当

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
職務手当	県税事務所に勤務する職員	県税の賦課徴収業務	月額7,000円、日額650円
福祉保健業務手当	福祉保健総合センター等に勤務する職員	ケーシング等の相談業務等	月額7,700円、日額200円
介助及び汚物処理作業手当	病院等に勤務する職員	入浴者の介助及び汚物処理の作業	月額8,000円、日額200円
動物取扱手当	保健所に勤務する職員	野犬捕獲等の業務	日額30円～400円、月額12,500円
土木作業手当	県土整備事務所に勤務する職員	交通の頻繁な道路の上での測量等	日額340円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	特に危険な消防訓練の指導業務	日額700円
公害調査等業務手当	環境管理事務所等に勤務する職員	有害物を発散する場所での調査等	日額200円
し尿処理施設等検査手当	下水道事務所等に勤務する職員	し尿処理施設又は浄化槽の立入検査等	日額200円
保安検査等業務手当	消防防炎課等に勤務する職員	危険物貯蔵所の立入検査の業務	日額200円
試験等業務手当	試験研究機関等に勤務する職員	人体に有害なカス等の発生を伴う業務	日額300円
放射線取扱手当	放射線を取り扱う職員	放射線防護装置を使用しての撮影又は透視作業	日額200円
防疫業務手当	保健所等に勤務する職員	感染症の患者の救護等	日額200円
用地交渉等手当	県土整備事務所等に勤務する職員	用地取得等の交渉業務	日額500円
災害応急作業等手当	県土整備事務所等に勤務する職員等	重大災害が発生した道路等の応急業務	日額100円～300円
特殊現場作業手当	農林振興センター等に勤務する職員	畜舎や水中等特殊な場所での工事業務	日額200円～370円
遺体取扱手当	遺体を取り扱う職員	遺体を取り扱う作業	1体800円～2,500円
夜間看護手当	病院に勤務する看護師等	深夜の看護業務	勤務1回2,000円～6,800円
変則勤務手当	変則勤務課所に勤務する職員	深夜の業務等	勤務1回200円～1,000円
航空業務手当	防災航空隊に勤務する職員	捜索救難の業務	1時間1,900円
警察業務手当	警察職員	犯罪捜査又は被疑者逮捕等の業務	日額460円等
多学年級担当手当	小中学校の教育職員	2年以上の学年の担当又は給食の調理等	日額290円
業務手当	県立高等学校の教育職員	正課の勤務時間外に行う業務課程の勤務	1時間1,400円～1,800円
実習等指導手当	県立学校等に勤務する職員	農業実習の教育指導、理療、看護の教育指導	月額20,000円、日額800円～400円
教員特殊業務手当	教育職員	修学旅行での児童等の引率	月額9,000円～6,400円
教育業務連絡指導手当	教育職員	教務等についての連絡調整及び指導助言	日額200円

(注) 1 平成20年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

ナ 時間外勤務手当

支給実績(平成20年度決算)	11,141,471千円
職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)	181千円
支給実績(平成19年度決算)	11,115,297千円
職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	179千円

(注) 1 平成20年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。  
2 支給実績には、夜間勤務手当を含んでいます。

カ その他の手当(平成21年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容(平成20年度決算)	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者13,000円等	同		6,921,521千円	240千円
住居手当	①借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高7,000円 ②持家居住者→月額4,500円	同		4,279,587千円	124千円
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 → 306,000円(又は50,000円)以内	同		93,596千円	1,950千円
通勤手当	①交通機関(電車等)利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券面額) ②交通用具(自動車等)利用者 → 距離に応じた額	異		6,468,172千円	125千円

単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 23,000円+加算額	同	34,187千円	285千円
特地利務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 → 支給率4～8%	同	189千円	189千円
へき地手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 → 支給率4～16%	同	1,371千円	76千円
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務時間当たりの給与額×135/100	同	1,779,765千円	29千円
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき、1,000円～20,000円	同	1,263,243千円	289千円
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき、4,000円～18,000円	同	97,358千円	22千円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間(深夜)に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同	—	—
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円～136,000円	同	3,621,285千円	826千円
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等に勤務する教育職員に支給 → 月額5,000円～20,200円	同	6,843,311千円	180千円
定時制通信制教育手当	定時制の課程又は通信制の課程に勤務する教育職員に支給 → 各級ごとに定額(月額)	同	204,735千円	408千円
産業教育手当	農業又は工業に関する実習を行う高等学校の教育職員に支給 → 各級ごとに定額(月額)	同	258,334千円	407千円
農林業普及指導手当	農業又は林業に関する普及指導業務を行う職員(管理職を除く。)に支給 → 支給率6%	同	55,681千円	333千円

(注) 1 平成20年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(10) 特別職の報酬等の状況(平成21年4月1日現在)

区分	給料	月額	額等
給料	知事	1,420,000円	
報酬	副知事	1,134,000円	
	議長	1,144,000円	
	副議長	1,016,000円	
	議長	927,000円	
報酬	議長		(平成21年度支給割合) 2.17月分(3.1月分)
	副議長		2.79月分(3.1月分)
期末手当	知事		(平成21年度支給割合) 3.1月分
退職手当	知事		(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
	副知事		1,420,000円×12×在職年数×0.6 40,896,000円 任期毎
	知事		1,134,000円×12×在職年数×0.46 25,038,720円 任期毎

(注) 1 期末手当については、知事は、平成21年8月30日まで、30%、副知事は、平成21年3月31日まで、10%の減額措置を行っています。  
2 退職手当の「1」期の手当額は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=40月)勤めた場合における退職手当の算定額です。

2-2 公営企業職員の給与の状況

- (1) 電気事業  
ア 職員給与費の状況

区分	総費用		純増益又は A 実質収支		職員給与費		職員給与費に占める B 職員給与費比率		(参考) 19年度の総費用に占める 職員給与費比率
	千円	千円	千円	千円	千円	%	%		
平成20年度	1,105,280	△1,072,592	26,428	2.39			10.4		

(注) 1 平成20年9月末日をもって会計を開いている。  
2 平成20年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(ア) 予算

区分	職員数 A 人	給料 千円	給与費		計 B 千円	一人当たり給与費 B/A 千円
			期末・勤勉手当 千円	勤勉手当 千円		
平成21年度	—	—	—	—	—	—

(注) 平成20年9月末日をもって会計を開いている。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成21年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
—	—	—

(注) 平成20年9月末日をもって会計を開いている。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額(平成20年度決算)	1,031千円
(平成20年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
3.0月分	1.50月分
(1.6月分)	(0.75月分)

(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役職加算	5~20%
・ 管理職加算	15~25%

(注) 1 平成20年9月末日をもって会計を開いている。  
2 平成20年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。  
3 ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当(平成21年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特別 措置(2%~2.0%加算)	
1人当たり平均支給額 (平成20年度決算)	0千円	

(注) 1 平成20年9月末日をもって会計を開いている。  
2 平成20年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(ウ) 地域手当(平成21年4月1日現在)

支給実績(平成20年度決算)	743千円
支給職員1人当たりの平均支給年額(平成20年度決算)	149千円
支給対象地域	支給率
埼玉県内	6.5%

(注) 1 平成20年9月末日をもって会計を開いている。  
2 平成20年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当(平成21年4月1日現在)

支給実績(平成20年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)	職員全体に占める手当支給職員割合(平成20年度)	手当の種類(手当数)	主たる支給対象職員	主たる支給対象業務	左記職員に対する支給単価
8千円	4千円	40.0%	—	—	—	—

(注) 1 平成20年9月末日をもって会計を開いている。  
2 平成20年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績(平成20年度決算)	868千円
職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)	174千円
支給実績(平成19年度決算)	4,010千円
職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	160千円

(注) 1 平成20年9月末日をもって会計を開いている。  
2 平成20年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。  
3 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(カ) その他の手当(平成21年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異なる内容	支給実績(平成20年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 →配偶者13,000円等	同	千円 402	千円 101
住居手当	①借家等居住者 →家賃に依りて月額最高27,000円	同	千円 108	千円 27
初任給調整手当	②持家居住者→月額4,500円 大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 →306,000円(又は50,000円)以内	同	千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関(電車等)利用者 →通費等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同	千円 529	千円 106
単身赴任手当	②交通用具(自動車等)利用者 →距離に応じた額	同	千円 0	千円 0
特勤勤務手当	単身赴任の職員に支給 →23,000円+加算額	同	千円 0	千円 0
休日勤務手当	生活の著しく不登山間地に勤務する職員に支給 →支給率4~8%	同	千円 —	千円 —

宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 —勤務回につき1,000円～20,000円	同	千円 0	千円 0
管理職員特別 勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 —勤務回につき4,000円～18,000円	同	千円 0	千円 0
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間 (深夜)に勤務した職員に支給 —勤務1時間当たりの給与額×25/100	同	千円 0	千円 0
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 —月額57,800円～136,000円	同	千円 1,002	千円 501

(注) 1 平成20年9月末日をもって会計を閉じている。  
2 平成20年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(2) 工業用水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A 実質収支		職員給与費 B 職員給与費比率 B/A		(参考) 19年度の総費用に占める 職員給与費比率 %
	千円	千円	千円	%	
平成20年度	1,502,064	623,586	253,757	16.9	15.8

(注) 平成20年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(イ) 予算

区分	職員数 A 人	給与費		計 B 千円	一人当たり給与費 B/A 千円	
		給料 千円	期末・勤劬手当 千円			
平成21年度	29	127,681	41,810	56,812	226,303	7,804

(注) 職員手当には、退職給付金を含まれません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成21年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
44.2歳	366,904円	598,412円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。  
2 平均月収額には、期末・勤劬手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤劬手当

1人当たりの平均支給額(平成20年度決算)	1,915千円
(平成20年度支給割合)	
期末手当	勤劬手当
3.0月分	1.50月分
(1.6月分)	(0.75月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役職加算 5～20%	
・ 管理職加算 15～25%	

(注) 1 平成20年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。  
2 ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当(平成21年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤奨20年	23.5月分	30.55月分

勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特別 措置(2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額 (平成20年度決算)	29,741千円	

(注) 平成20年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(ウ) 地域手当(平成21年4月1日現在)

支給実績(平成20年度決算)	8,634千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額(平成20年度決算)	308千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	6.5%	29人

(注) 平成20年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当(平成21年4月1日現在)

支給実績(平成20年度決算)	3,846千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)	240千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成20年度)	55.2%	
手当の種類(手当数)		3手当
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務
現場業務手当	浄水場に勤務する職員	給水に関する現場業務等
用地交渉業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務
夜間業務手当	浄水場に勤務する職員	正線の勤務時間の一部又は全部が深夜勤務1回1,300円 に行われる業務

(注) 平成20年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績(平成20年度決算)	8,200千円
職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)	283千円
支給実績(平成19年度決算)	10,400千円
職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	359千円

(注) 1 平成20年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。  
2 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(カ) その他の手当(平成21年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政 一般行政職 職の制度との異同 なる内容	支給実績 (平成20年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成20年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 —配偶者13,000円等	同	千円 4,782	千円 281
住居手当	①借家等居住者 —家賃に応じて月額最高27,000円 ②持家居住者—月額4,500円	同	千円 3,370	千円 140
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 —306,000円(又は50,000円)以内	同	千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関(電車等)利用者 —運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額) ②交通用具(自動車等)利用者 —距離に応じた額	同	千円 4,795	千円 192

単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 →23,000円+加算額	同	千円 0	千円 0
特勤手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 →支給率4~8%	同	千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×135/100	同	千円 —	千円 —
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 →勤務1回につき1,000円~20,000円	同	千円 0	千円 0
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 →勤務1回につき4,000円~18,000円	同	千円 0	千円 0
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間(深夜)に勤務した職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×25/100	同	千円 1,920	千円 213
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 →月額57,800円~136,000円	同	千円 2,718	千円 906

(注) 平成20年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(3) 水道用水供給事業  
ア 職員給与費の状況

区分	総費用	純増益又は A 実質収支	職員給与費	総費用に占める B 職員給与費比率	(参考) 19年度の総費用に占める 職員給与費比率
	千円	千円	千円	B/A	
平成20年度	41,383,092	1,189,369	3,719,716	9.0	9.4

(注) 平成20年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(イ) 予算

区分	職員数	給料	給与費	期末・勤劬手当	計	一人当たり給与費
	A 人	千円	千円	千円	千円	B/A 千円
平成21年度	347	1,575,611	467,340	703,194	2,746,145	7,914

(注) 職員手当には、退職給付金を含むません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成21年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
45.6歳	405,830円	625,107円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。  
2 平均月収額には、期末・勤劬手当等を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤劬手当	1人当たりの平均支給額(平成20年度決算)
	1,949千円
(イ) 期末手当	勤劬手当
3.0月分	1.50月分
(1.6月分)	(0.75月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5~20%
・管理職加算	15~25%

(注) 1 平成20年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。  
2 ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当(平成21年4月1日現在)	
(支給率)	自己都合 勤奨・定年
勤続20年	23.5月分 30.55月分
勤続25年	33.5月分 41.34月分
勤続35年	47.5月分 59.28月分
最高限度額	59.28月分 59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特別措置(2%~2.0%加算)
1人当たり平均支給額(平成20年度決算)	26,536千円

(注) 平成20年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(ウ) 地域手当(平成21年4月1日現在)

支給実績(平成20年度決算)	104,832千円
支給職員1人当たりの平均支給年額(平成20年度決算)	300千円
支給対象地域	支給率
埼玉県内	6.5%
東京都特別区等	10%

(注) 平成20年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当(平成21年4月1日現在)

支給実績(平成20年度決算)	46,551千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)	209千円
職員全体に占める手当支給職員割合(平成20年度)	64.5%

手当の名称	主な支給対象職員	3手当
現場業務手当	浄水場に勤務する職員	在勤職員に対する支給単価
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	月額13,000円、日額650円
夜間業務手当	浄水場に勤務する職員	日額650円
	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜勤務1回1,300円に付される業務	

(注) 平成20年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績(平成20年度決算)	66,935千円
職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)	193千円
支給実績(平成19年度決算)	76,065千円
職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	224千円

(注) 1 平成20年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。  
2 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(カ) その他の手当(平成21年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(平成20年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 →配偶者13,000円等	同	千円 48,755	千円 246
住居手当	①借家等居住者 →家賃に応じて月額最高27,000円 ②持家居住者→月額4,500円	同	千円 23,910	千円 100
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 →306,000円(又は50,000円)以内	同	千円 0	千円 0

通勤手当	①交通機関(電車等)利用者 →通賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同	千円	千円
	②交通用具(自動車等)利用者 →距離に応じた額	同	59,159	180
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 →23,000円+加算額	同	千円	千円
特勤勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 →支給率4~8%	同	千円	千円
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×135/100	同	千円	千円
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 →勤務1回につき1,000円~20,000円	同	千円	千円
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 →勤務1回につき4,000円~18,000円	同	千円	千円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間(深夜)に勤務した職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×25/100	同	千円	千円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 →月額57,800円~136,000円	同	千円	千円

(注) 平成20年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(4) 地域整備事業  
ア 職員給与費の状況

区分	総費用	純損益又は A 実質収支	職員給与費 B 職員給与費比率	総費用に占める B/A	(参考) 19年度の総費用に占める 職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成20年度	683,107	763,322	399,526	58.5	8.5

(注) 平成20年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(イ) 予算

区分	職員数	給与費			一人当たり給与費 B/A	
	A 人	給料 千円	職員手当 千円	期末・勤労手当 千円		計 B 千円
平成21年度	40	180,548	45,598	80,813	306,959	7,674

(注) 職員手当には、退職給付金を含みません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成21年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
45.7歳	421,825円	664,372円

(注) 1 基本給は、給料、長支手当及び地域手当の合算額です。  
2 平均月収額には、期末・勤労手当等を含みます。

ウ 職員の手当の状況

1人当たりの平均支給額(平成20年度決算)	2,129千円
(平成20年度支給割合)	
期末手当	勤労手当
3.0月分	1.50月分
(1.6月分)	(0.75月分)

(加算措置の状況)  
職制上の段階、職務の級等による加算措置  
・ 役職加算 5~20%  
・ 管理職加算 15~25%  
(注) 1 平成20年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。  
2 ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当(平成21年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勲褒・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例 措置(2%~2.0%加算)	
1人当たり平均支給額 (平成20年度決算)		0千円

(注) 平成20年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(ウ) 地域手当(平成21年4月1日現在)

支給実績(平成20年度決算)	13,448千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額(平成20年度決算)	345千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	6.5%	40人

(注) 平成20年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当(平成21年4月1日現在)

支給実績(平成20年度決算)	1,284千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)	117千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成20年度)	27.5%		
手当の種類(手当数)	2手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	在籍職員に対する支給単価
現場業務手当	地域整備事務所に勤務する職員	用地造成に関する現場業務等	月額7,800円、日額650円
用地交渉業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円

(注) 平成20年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績(平成20年度決算)	5,863千円
職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)	147千円
支給実績(平成19年度決算)	8,240千円
職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	223千円

(注) 1 平成20年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。  
2 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(カ) その他の手当(平成21年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(平成20年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 →配偶者13,000円等	同		千円	千円
住居手当	①借家等居住者 →家賃に依りて月額最高27,000円 ②持家居住者→月額4,500円	同		6,714千円	280千円
		同		3,218千円	104千円

初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 —306,000円(又は50,000円)以内	同	千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関(電車等)利用者 —運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額) ②交通用具(自動車等)利用者 —距離に応じた額	同	千円 6,613	千円 174
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 —23,000円+加算額	同	千円 0	千円 0
特勤勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 —支給率4~8%	同	千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 —勤務1時間当たりの給与額×135/100	同	千円 —	千円 —
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 —勤務回につき1,000円~20,000円	同	千円 0	千円 0
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 —勤務1回につき4,000円~18,000円	同	千円 0	千円 0
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間(深夜)に勤務した職員に支給 —勤務1時間当たりの給与額×25/100	同	千円 0	千円 0
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 —月額57,800円~136,000円	同	千円 7,240	千円 1,207

(注) 平成20年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(5) 病院事業  
ア 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 19年度の総費用に占める 職員給与費比率 %
平成20年度	千円 36,037,644	千円 △761,477	千円 16,479,989	45.7 %	45.3 %

(注) 平成20年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(イ) 予算

区分	職員数 A	給与費			一人当たり給与費 B/A	
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円		
平成21年度	人 1,761	千円 7,019,173	千円 3,347,734	千円 3,016,547	千円 13,383,454	千円 7,600

(注) 職員手当には、退職給付金を含まれません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成21年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
37.0歳	367,194円	643,299円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び勤勉手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当・勤勉手当

(ア) 期末手当・勤勉手当 1人当たりの平均支給額(平成20年度決算)	1,663千円
--	---------

(平成20年度支給割合)	勤劬手当 1.50月分 3.0月分 (1.6月分)	(0.75月分)
(加算措置の状況)	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%	

(注) 1 平成20年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当(平成21年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特別 措置(2%~2.0%加算)	
1人当たり平均支給額 (平成20年度決算)	881千円	23,399千円

(注) 平成20年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(ウ) 地域手当(平成21年4月1日現在)

支給実績(平成20年度決算)	541,406千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額(平成20年度決算)	316千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	6.5%	1,761人

(注) 平成20年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当(平成21年4月1日現在)

支給実績(平成20年度決算)	269,777千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額(平成20年度決算)	292千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成20年度)	54.1 %	
手当の名称	主な支給対象職員	8手当

福祉保健業務手当	精神医療センターに勤務する職員	入院患者の介助及び汚物処理の作業	月額9,700円、日額320円
介助及び汚物処理作業手当	病棟に勤務する職員	患者の介助及び汚物処理の作業	月額8,000円、日額320円
試験等業務手当	試験研究機関に勤務する職員	差出人は郵便物を使用するが、印刷部業務	日額300円
放射線取扱手当	放射線技術部の職員	結核患者に直接接する介助等	日額320円
防疫業務手当	循環器・呼吸器センターに勤務する職員	遗体を取り扱う作業	日額320円
遗体取扱手当	遗体を取り扱う職員	遗体を取り扱う作業	1.5800円~2,500円
夜間看護等手当	病室に勤務する看護師等	深夜の看護業務	勤務1回/300円~1,100円
変則勤務手当	変則勤務に従事する薬剤師	深夜の業務等	

(注) 平成20年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績(平成20年度決算)	1,084,957千円
職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)	661千円
支給実績(平成19年度決算)	1,158,221千円
職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	692千円

(注) 1 平成20年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(カ) その他の手当 (平成21年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成20年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成20年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 一配偶者13,000円等	同		千円 117,456	千円 218
住居手当	①借家等居住者 一家庭に於じて月額最高27,000円 ②持家居住者→月額4,500円	同		千円 135,381	千円 179
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 一306,000円(又は50,000円)以内	同		千円 484,316	千円 2,446
通勤手当	①交通機関(電車等)利用者 一運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額) ②交通用具(自動車等)利用者 一距離に於じた額	同		千円 162,510	千円 132
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 一23,000円十加算額	同		千円 276	千円 276
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 一勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 —	千円 —
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 一勤務1回につき1,000円～20,000円	同		千円 174,813	千円 404
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 一勤務1回につき4,000円～18,000円	同		千円 1,090	千円 17
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間(深夜)に勤務した職員に支給 一勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 151,851	千円 180
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 一月額48,200円～139,600円	同		千円 70,867	千円 1,107

(注) 平成20年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況(市町村立学校教職員を除く。)

(1) 勤務時間の状況(平成21年4月1日現在)

1 週間の勤務時間  
原則38時間45分

イ 勤務時間

<知事等及び教育委員会>

開始時刻	終了時刻	休憩時間
午前8時30分	午後5時15分	午後0時00分～午後1時00分

(注) 勤務の特殊性その他の理由により、上記と異なる場合があります。

<警察本部長>

開始時刻	終了時刻	休憩時間
午前8時30分	午後5時15分	午後0時00分～午後1時00分

(注) 勤務の特殊性その他の理由により、上記と異なる場合があります。

(2) 年次有給休暇の使用状況(平成20年1月1日～平成20年12月31日)  
平成20年の職員1人当たりの平均使用日数は、9.0日でした。

(3) 病欠休暇の取得状況(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

任命権者	取得者数
知事等	406
教育委員会	1,667
警察本部長	130
計	2,203

(4) 特別休暇等の状況(平成21年4月1日現在)

種	類	付与日数
1	出産休暇	出産予定日6週間前の日から産後8週間を経過するまでの期間
2	通院休暇	妊娠満23週まで4週間1回 満24週から満35週まで2週間1回 満36週から出産まで1週間1回 産後1年まで1回
3	通勤休暇	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間
4	妊娠障害休暇	14日の範囲内において必要と認められる期間
5	育原休暇	1日2回(1日を通じて90分を超えない範囲内)
6	子育て休暇	義務教育終了前の子を養育する職員が、子の看護等で勤務しないことが相当であると認められるとき(一の年において7日の範囲内の期間)
7	家族看護休暇	配偶者、父母等を看護するために勤務しないことが相当であると認められるとき(一の年において3日の範囲内)
8	生理休暇	3日の範囲内においてその都度必要とする期間
9	忌引休暇	

親族 日数

配偶者	10日
血族	姻族
1親等直系尊属	7日
1親等直系卑属	3日
2親等直系尊属	7日
2親等直系卑属	3日
2親等直系卑属	1日
2親等直系卑属	—

10	父母等の追悼のための休暇	1日						2親等傍系者	3日	1日
11	夏季休暇	5日						3親等傍系尊属	1日	—
12	感染症予防法による交通の制限若しくは遮断又は健康診断の場									
13	災害等又は交通遮断により出勤することが著しく困難な場合									
14	災害等において退勤時の危険回避の場合の休暇									
15	災害による住居の被災の場合の休暇									
16	船酔い休暇									
17	出産補助休暇									
18	男性職員の育児参加のための休暇									
19	ドナー休暇									
20	献血休暇									
21	ボランティア休暇									

(5) 育児休業等の利用状況(平成20年度)

ア	育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の取得者数	平成20年度中に新たに育児休業等が取得可能な職員					うち 育児短時間 勤務取得者	
		育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児 短時間勤務 取得者数	うち 育児休業 取得者数	うち 部分休業 取得者数		
		12	3	1	651	12	1	1
	男性 職員	4	1					
	女性 職員	292	74	79	305	272	11	33
	計	304	77	80	956	284	12	34

(注)「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「育児短時間勤務取得者数」欄の上段には平成20年度中に新たに育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)を取得した者、下段には育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)の期間が平成19年度以前から平成20年度にかけて引き続きしている者の数です。

イ 育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の承認期間(平成20年度中に新たに育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)を取得した職員について)

ア	育児休業承認期間	育児休業承認期間					合計	
		6月以下	6月超え 1年6月以下	1年6月超え 2年6月以下	2年6月超え 3年6月以下	3年6月超え 4年6月以下		
		11	1	88	49	19	31	292
	男性職員	10	95	88	49	19	31	292
	女性職員	21	96	88	49	19	31	304
	計							

(イ) 部分休業承認期間

イ	部分休業承認期間	部分休業承認期間					合計
		1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	4年超え 5年以下	
		3					3
	男性職員	56	5	2	4	7	74
	女性職員	59	5	2	4	7	77
	計						

(単位：人)

イ	1日の部分休業承認期間	1日の部分休業承認期間			合計
		30分以下	30分超え 60分以下	60分超え 90分以下	
		2	1		3
	男性職員				

女性職員	22	29	11	12	74
計	22	31	12	12	77

(ウ) 育児短時間勤務承認期間

	承認期間	育児短時間勤務承認期間				合計
		3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え	
男性職員					1	
女性職員		5	7	4	71	
計		5	7	4	87	
					88	

(6) 介護休暇の取得状況(平成20年度)

	介護休業 取得者数	要介護者数(職員との続柄別)									
		計	配偶者	父母	子	配偶者の 父母	兄弟姉妹	孫	その他		
男性職員	15	15	2	8	3	1		1			
女性職員	29	29	4	19	5	1					
計	44	44	6	27	8	2		1			

	介護休業 取得者数	休業の取得形式		介護を要した期間									
		全日型 中心	時間型 中心	その他	計	1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え		
男性職員	15	12	3	15	5	2	3	1		4			
女性職員	29	28	1	29	7	7	7	4	1	3			
計	44	40	4	44	12	9	10	5	1	7			

(注)「全日型中心」とは、主に1日単位の休暇を取得した者の数、「時間型中心」とは、主に時間単位の休暇を取得した者の数を基としたものです。

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数

降任	免職	休職	降給	合計	失職
平成19年度 平成20年度	平成19年度 平成20年度	平成19年度 平成20年度	平成19年度 平成20年度	平成19年度 平成20年度	平成19年度 平成20年度
2	1	817	861	819	862

(単位：人)

(2) 処分事由別分限処分者数

区 分	降任		免職		休職		降給		合計		失職	
	平成19年度	平成20年度										
勤務成績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)												
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)			1	1	816	859			817	860		
職に必要な資格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)			1						1			
職務等の放棄等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)												
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)					1	2			1	2		
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)												
合計			2	1	817	861			819	862		
法第28条第4項により失職した者												

(単位：人)

注 1 休職処分者数は、処分件数に着目して計上したものであり、遅く致す。  
2 法とは、地方公務員法をいいます(以下同じ。)

(3) 懲戒処分者数

報告	減給		停職		免職		合計	
平成19年度 平成20年度								
25	29	16	23	12	5	11	12	64
								69

(単位：人)

(4) 処分事由別懲戒処分者数

区 分	報告		減給		停職		免職		合計	
	平成19年度	平成20年度								
法令に違反した場合 (法第28条第1項第1号)	12	21	9	13	1	3	3	9	25	46
職務上の業務に違反し又は職務を怠った場合 (法第28条第1項第2号)	7	5	3	7	2	1			12	13
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (法第28条第1項第3号)	6	3	4	3	9	1	8	3	27	10
合計	25	29	16	23	12	5	11	12	64	69

(単位：人)

5 職員の服務状況(市町村立学校教職員を除く。)

(1) 職員の守るべき義務  
服務とは、職員が勤務に服するに在り方をいいます。服務の根本基準については、地方公務員法第30条において、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないことと規定しています。職員の服務に関する具体的な事項については、地方公務員法第31条から第38条までにおいて規定されていますが、服務の根本基準を定めたこの第30条の規定は、これらの各規定を通じて基本原則となっており規定されているものもあります。

地方公務員法に定める職員の守るべき義務については、次のとおりです。

- ① 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地方公務員法第32条)
  - ② 信用失墜行為の禁止(地方公務員法第33条)
  - ③ 秘密を守る義務(地方公務員法第34条)
  - ④ 職務に専念する義務(地方公務員法第35条)
  - ⑤ 政治的行為の制限(地方公務員法第36条)
  - ⑥ 争議行為等の禁止(地方公務員法第37条)
  - ⑦ 営利企業等の従事制限(地方公務員法第38条)
- なお、警察職員が行う職務の宣誓の内容については、警察法第3条において、「この法律により警察の職務を行うすべての職員は、日本国憲法及び法律を擁護し、不偏不党且つ公平中正にその職務を遂行する旨の職務の宣誓を行うものとする。」と規定しています。
- ① 兼職及び他の事業等の従事(教育公務員特例法第17条)
  - ② 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限(教育公務員特例法第18条)
  - ③ 研修(教育公務員特例法第21条)

(2) 職員倫理規程

埼玉県職員倫理規程  
埼玉県職員倫理規程は、公務の公正さに対する県民の信頼を確保することを目的として、職員は県民全体の奉仕者であることなど、公務員としての基本的な心構えを明記したほか、公費支出に関する留意事項、関係業者等との接触に関する禁止事項などを具体的に定めたものです。

(3) 服務規律の遵守に関する取組

任命権者	取組内容
知事等及び教育委員会(事務局職員)	「倫理推進員研修会」年度当初5月に倫理推進員(各所属において所属長に次ぐ職位の者)研修会を開催し、職員の公務員倫理の意識の高揚を図った。「所属長会議等」適宜、所属長会議を実施し、全職員に対して意識啓発を行った。校長会議等の各種会議や通知を通じて、職員会議等の場を通じて所属職員への服務規律の徹底を図ることを指導した。(県立学校)
警察本部長	警察学校に入校した職員に対して、職務倫理(服務を含む。)に関する教養を実施した。各職場の指示教養の場において、職務倫理(服務を含む。)に関する機会教養を実施した。職務倫理(服務を含む。)に関する想定課題を職員に示し、グループ検討会を実施した。

イ 職員への周知の状況

任命権者	周知の方法	周知した内容
各任命権者	各種会議、電子メール	服務規律確保全般

(4) 職務に専念する義務の免除  
職務に専念する義務とは、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務のみに従事しなければならない。」(地方公務員法第38条)とするもので、この義務の免除については、条例及びその委任に基づく規則により限定的に認められています。

(5) 営利企業等の従事制限  
営利企業等の従事制限とは、「職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。」(地方公務員法第38条)とするもので、営利企業への従事については、規則で定められた許可の基準等により限定的に認められています。

許可の状況(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

任命権者	許可件数	主な許可事例
知事等	1,057	大学等の非常勤講師、団体の試験委員、
教育委員会	2,218	柔剣道の術科審判員
警察本部長	136	
計	3,411	

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修計画

任命権者	計画
知事等	平成20年度県職員研修実施計画(教員を除く。)
教育委員会	平成20年度教職員研修計画(教員)
教育委員会	平成20年度埼玉県警察教養計画
警察本部長	

(2) 職員研修の実施状況

<知事等及び教育委員会(教員を除く。)>

研修名	概要	対象者	実施場所	期間	参加者数
階層別研修	職務遂行上必要な基本的知識及び技能を習得させるため、職務の階層別区分に依り実施する研修	それぞれ職務の階層別区分に該当する職員	自治人材開発センターほか	1～7日	1,755人
選択研修	職務遂行上必要な専門的かつ高度な知識及び技能を習得させるため実施する希望制の研修	希望する職員	自治人材開発センターほか	0.5～4日	920人
特別研修	階層別研修、選択研修、講師養成研修及び部局専門研修以外の集合研修	推薦された職員など	自治人材開発センターほか	0.5～2日	1,251人
講師養成研修	研修の指導者として必要な知識と指導技術を習得させるために実施する研修	各職場の研修担当者など	自治人材開発センターほか	1～3日	231人

※ 他に職場研修、派遣研修、部局専門研修などを実施しています。

<教育委員会(教員)>

研修名	概要	対象者	実施場所	期間	参加者数
年次研修	初年、5年、10年、20年の経年数に応じ、専門職としての必要な知識及び技能を習得するための研修	各経年数に該当する教職員の研修	総合教育センターほか	5～25日	2,643人
特定研修	特定の職務に関する専門的な知識及び技能、教育課題等に関する研修	推薦された教職員の研修	総合教育センターほか	1～10日	2,362人
専門研修	教科等における指導力の向上を図る、幅広い知識及び技能の習得を目的とした研修	希望する教職員の研修	総合教育センターほか	1～7日	3,125人
管理職研修	学校管理運営、教育指導上の諸問題等についての研修	校長、教頭、事務長など	総合教育センターほか	1～3日	817人

※ 他に職場研修、派遣研修などを実施しています。

<警察本部長>

研修名	概要	対象者	実施場所	期間	参加者数
階級別任用科	職務遂行上必要な基本的知識及び技能を習得させるため、職務の階級別区分に依り実施する研修	それぞれ職務階級別区分に該当する職員	警察学校	2週間～10か月	1,539人
	5課程 23回				

部門別任用料科	職務遂行上必要な専門的かつ高度な知識及び技能を習得させるために実施する部門別の研修	門に該当する職員	2週間～4週間	160人
専科	4課程 5回 特定の分野に関する専門的かつ最新の知識及び技能を習得させるために実施する研修	職員	3日～4週間	1,312人
講習	3.1課程 4.4回 特定の分野に関する専門的かつ最新の知識を周知させるために実施する研修	警察本部ほか各部門に該当する職員	0.5～60日	13,114人

※ 他に職場研修、派遣研修などを実施しています。

(3) 勤務成績の評定の概要

<知事等及び教育委員会(事務局職員)>

評価制度の概要

- ・実績評価：仕事の実績(業績と過程)を評価
- ①業績評価：仕事の成果と手順を測定(目標管理を活用)
- ②職務遂行過程評価：職務遂行における過程の適正さを測定
- ・能力評価：職務遂行を通じて発揮された能力と職務姿勢を評価
- 一般職の職員(大学教員等は対象外)

対象職員

- ・実績評価  
評価基準日：2月1日  
評価対象期間：4月1日～翌3月31日
- ・能力評価  
評価基準日：11月1日  
評価対象期間：前年11月2日～11月1日(基準日以前1年間)

評価の基準

- 主幹級以上の職員
- ・実績評価(最終評価)

評価	内容	分布制限
S	実績が特に良好である	対象者数の10%以内
A	(Sは実績が極めて良好な場合) 実績が良好である	対象者数の3.0%から5.0%を算いた数以内
B	実績がやや良好でない	分布制限なし
C	実績が良好でない	
D	実績が良好でない	

- ・能力評価(最終評価)

評価	内容	分布制限
S	職位における期待水準を大きく上まわる	対象者数の10%以内
A	職位における期待水準を上まわる	対象者数の3.0%から5.0%を算いた数以内
B	職位における期待水準である	
C	職位における期待水準を下まわる	分布制限なし
D	職位における期待水準を大きく下まわる	

- 主査級以下の職員
- ・実績評価(最終評価)

評価	内容
s	職位に期待される役割を大きく上まわる
a	職位に期待される役割をやや上まわる
b	職位に期待される役割をあげている
c	職位に期待される役割をやや下まわる
d	職位に期待される役割を大きく下まわる

- ・能力評価(最終評価)

評価	内容
S	職位における期待水準を大きく上まわる
A	職位における期待水準を上まわる
B	職位における期待水準である

評価結果等の活用	評価結果を、昇任昇格や人事異動の参考資料とするとともに、能力開発に活用している。加えて、評価結果を課所長級以上の職員の給与に反映させている。
その他	評価者研修を実施(実施主体：彩の国さいたまづくり広域連合)

<教育委員会(教員)>

評価制度の概要

- ・目標による管理の手法の導入(実績評価)
- ・能力、意欲等の評価の実施(行動プロセス評価)
- ・複数の評価者による評価
- ・評価結果のフィードバック
- ・評価結果の活用(人材育成、人事管理等)
- ・評価者の研修の充実、苦情相談窓口の設置
- ・すべての職員(埼玉県教育委員会教育長の定める者を除く。)
- ・基準日：2月1日
- ・評価期間：基準日の属する年度の4月1日から翌年の3月31日まで

対象職員

評価期間等

評価の基準

評価	内容
A	職務を遂行する上で、通常必要水準を上回っており、特筆すべき実績又は実績及び行動プロセスの総合評価基準
B	職務を遂行する上で、通常必要水準を充たしており、概ね期待どおりである
C	職務を遂行する上で、通常必要水準を充たしておらず、努力が必要である
D	職務を遂行する上で、通常必要水準を充たしておらず、支障をきたしている

評価結果等の活用

教職員の公正な人事管理に資するとともに、評価結果のフィードバックを通じて資質・能力向上を図る。

その他

評価者研修会を実施(教育委員会主催)

<警察本部長>

評価制度の概要

- 勤務評定は、実績評定及び能力等評定の区分により実施している。
  - 所掌する業務に対する成果及びその課程における職務遂行に係る行為を定められた評価項目により評価する。
  - なお、課長補佐級以上の職員にあっては、目標設定方式により評価する。
- 能力評定
  - 職務遂行に係る行為に現れた職員の保有する知識、判断等の能力を評価する。

対象職員

所属長級以上の職員並びに採用時教養終了後2月未満及び条件付採用期間中等の職員を除く警察官及び一般職員

評価期間等

- 1) 評定日：12月1日
- 2) 評定期間：12月1日～翌11月30日

評価の基準

- 絶対評価(5段階評価)
    - A：優秀 B：良好 C：普通 D：やや劣る E：大きく劣る
  - 相対評価(6段階評価)
    - A：区分全体の10%以内 B：区分全体の25%以内
    - C：及びC：分布基準なし D及びE：区分全体の3%以上
- 評定結果を人事管理等に活用するとともに、評価の過程における指導育成や結果のフィードバックにより、活力のある組織を指向し職員の処遇の適正化を図った。

評価結果等の活用

勤務評定の公平性を認識させるため、評定者に対する指導及び教養を実施した。

その他

その他

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度

<知事等>

区分	事業名	内容 件数等の実績(平成20年度)	対象者	事業主体	
				県	互働会
保健	定期健康診断	胸部X線、尿検査等 3,974人	全員	○	
	がん検診	胃、肺、大腸 1,452人	希望者	○	
	人間ドック	胸部X線、尿検査等 5,273人	希望者	○	
	歯科健診	歯、歯周、口腔検査 378人	30、40、50歳の者	○	
元気回復	その他	健康講座、リハビリ等 4,852人	全員	○	
	スポーツ大会	ハビーボール外 2,472人	各所属	○	
	マイセレクション事業	スポーツ、文化、健康講座等の分科別 22,953人	全員	○	
その他	その他	体育文化活動の促進 21件	該当団体	○	
	ライオンクラブ	年代別のセミナーの開催 529人	45歳以上の希望者	○	

(注) 共済とは「地方議員共済組合埼玉県支部」を、互働会とは「埼玉県議員互働会」をいいます。

<教育委員会>

区分	事業名	内容 件数等の実績(平成20年度)	対象者	事業主体	
				県	互働会
保健	定期健診(教育局)	胸部X線、尿・血液検査等 392人	全員	○	
	定期健診(県立学校)	尿・血液検査等 7,565人	全員	○	
	結核健診(県立学校)	胸部X線 7,498人	全員	○	
	がん検診	胃 3,363人	35歳以上の希望者	○	
元気回復	人間ドック	1泊ドック等 30,222人	希望者	○	
	歩いて健康づくり事業	健康講座、元気回復、心身のリフレッシュ 45,303件	全員	○	
その他	ライオンクラブ	年代別のセミナーの開催 3,026人	40歳以上の希望者	○	

(注) 共済とは「公立学校共済組合埼玉支部」を、互働会とは「財団法人埼玉県教育互働会」をいいます。

<警察本部長>

区分	事業名	内容 件数等の実績(平成20年度)	対象者	事業主体	
				県	互働会
保健	定期健康診断	がん検診、胸部X線、尿検査、眼底検査等 4,245人	全員	○	
	人間ドック	がん検診、胸部X線、尿検査、眼底検査等 7,147人	希望者	○	
その他	人間ドック	MRI、MR4、がん検診、胸部X線、眼底検査、尿検査等 499人	希望者	○	
	人間ドック			○	

元気回復	アクトターアクト セラクシヨン	がん、文化、健康講座の分科別 10,069人	希望者	○	
その他	ライオンクラブ 各種厚生事業	年代別のセミナーの開催 各種保健事業 913人	希望者	○	

(注) 共済とは「警察共済組合埼玉支部」を、互働会とは「財団法人埼玉県警察福利厚生会」をいいます。

(2) 共済制度

<知事等>

区分	事業名	内容 件数等の実績(平成20年度)	対象者	事業主体	
				県	互働会
短期給付 (健康保険) 法定給付	保健給付	医療費 その他(出産費等) 236,335件	該当者	○	
	休業給付	育児休業手当金等 1,917件	該当者	○	
	災害給付	災害見舞金等 0件	該当者	○	
	その他給付	家族葬費用加算等一部負担金 2,764件	該当者	○	
長期給付 (年金)	共済年金の進達	退職共済年金等 544件	該当者	○	

<教育委員会>

区分	事業名	内容 件数等の実績(平成20年度)	対象者	事業主体	
				県	互働会
短期給付 (健康保険) 法定給付	保健給付	医療費等 811,979件	該当者	○	
	休業給付	育児休業手当金等 5,940件	該当者	○	
	災害給付	災害見舞金等 2件	該当者	○	
	その他給付	家族葬費用加算等 10,556件	該当者	○	
長期給付 (年金)	共済年金の進達	退職共済年金等 1,369件	該当者	○	

<警察本部長>

区分	事業名	内容 件数等の実績(平成20年度)	対象者	事業主体	
				県	互働会
短期給付 (健康保険) 法定給付	保健給付	医療費、出産費等 274,271件	該当者	○	
	休業給付	育児休業手当金等 1,015件	該当者	○	
その他給付	災害給付	災害見舞金等 2件	該当者	○	
	追加給付	家族葬費用加算、一部負担金等 3,332件	該当者	○	
長期給付 (年金)	共済年金の進達	退職共済年金等 675件	該当者	○	

(3) 安全衛生管理の状況  
 労働安全衛生法に基づき、事業者の責務としての職員の安全及び健康の確保や労働災害の防止に努めています。具体的には、産業医の配置、衛生管理者の業務支援などの管理体制を整備し、また、安全衛生委員会等を通じて職員の意見を聴取しながら、これらの施策を進めています。

(4) 公務災害の認定件数(平成20年度) (単位:件)

任命権者	公務災害	通勤災害	計
知事等	54	3	57
教育委員会	189	18	207
警察本部長	312	7	319
計	555	28	583

第2 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況(平成20年度)  
 (1) 採用試験の実施状況(平成20年度)

試験区分	試験職種	主な受験資格(加の欄に記載年月日)等	試験日程	合格発表日	試験方法
職員採用 上級試験	一般行政	・昭和55年4月2日～昭和62年4月1日に生まれた人(21歳～27歳)	第1次試験日 平成20年6月29日	第1次合格発表日 平成20年7月8日	第1次試験 択一式50問出題 (選択解答制) 40問解答2時間
	福祉	・昭和62年4月2日以降に生まれた人で、平成21年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格がある と認める人	第2次試験日 平成20年7月14日 ～7月31日	最終合格発表日 平成20年8月27日	専門試験 一般行政、警察 事務は50問出題 (選択解答制) 40問解答2時間
警察事務職員採用上級試験	総合土木 設備(警務)	・福祉については、社会福祉主事の任用資格を有する人又は平成21年3月31日までに資格取得見込みの人			
	建築				
	化学				
	農業 林業				
市町村立小・中学校事務職員 採用上級試験	柔剣師	・昭和55年4月2日～昭和62年4月1日に免許を有する人又は平成21年春季の国家試験で取得見込みの人 ・昭和62年4月2日以降に生まれた人で、平成21年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格がある と認める人で、柔剣師免許を有する人又は平成21年春季の国家試験で取得見込みの人			第1次試験 択一式50問出題 (選択解答制) 40問解答2時間
免許資格試験職員 採用試験	獣医師	・昭和58年4月2日～昭和60年4月1日に生まれた人(23歳～29歳)で、獣医師免許を有する人又は平成21年春季の国家試験で取得見込みの人 ・昭和60年4月2日以降に生まれた人で、平成21年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格がある と認める人で、獣医師免許を有する人又は平成21年春季の国家試験で取得見込みの人			第2次試験 論文試験 1題 75分 人物試験 個別面接、集団計 論、適性検査
	保健師 (警察)	・昭和55年4月2日～昭和63年4月1日に生まれた人(20歳～27歳)で、保健師免許を有する人又は平成21年春季の国家試験で取得見込みの人	第1次試験日 平成20年9月28日	第1次合格発表日 平成20年10月8日	第1次試験 択一式50問出題 (択一式)40問 2時間
柔養生士		・昭和55年4月2日～平成元年4月1日に生まれた人(19歳～27歳)で、柔養生士免許を有する人又は平成21年3月31日までに取得見込みの人	第2次試験日	最終合格発表日	



イ 実施結果

Table with columns: 試験区分, 試験職種, 採用予定者数, 申込者数, 1次試験 (受験者数, 合格者数), 2次試験 (受験者数), 最終合格者数, 最終合格率. Rows include 警務採用上級試験, 警察事務職員採用上級試験, 市町村立小・中学校事務職員採用上級試験, etc.

Table with columns: 試験区分, 試験職種, 採用予定者数, 申込者数, 1次試験 (受験者数, 合格者数), 2次試験 (受験者数), 最終合格者数, 最終合格率. Rows include 警察官男性, 警察官女性, 警察官女性, etc.

(2) 採用選考の実施状況(平成20年度)
ア 採用選考実施状況総括表 (単位:人)

Table with columns: 区分, 被選考者数, 合格者数. Rows include 割愛選考 ※1, 定例選考 ※2, 身体障害者選考.

※1 割愛選考とは、人事交流等により、国や他の地方公共団体等の職員を採用するための選考をいう。
※2 定例選考の対象の職は、理学療法士、精神保健福祉指導職などである。

イ 主な選考の実施状況

Table with columns: 区分, 被選考者数, 合格者数, 倍率, 主な受験資格(年齢), 選考日程, 合格発表日, 選考方法. Rows include 医療従事者職員(看護師)選考.

※看護師については、平成20年5月17日及び平成21年1月17日にも選考を実施した。

Table with columns: 区分, 被選考者数, 合格者数, 倍率, 主な受験資格(年齢), 選考日程, 合格発表日, 選考方法. Rows include 身体障害者を対象とした選考.

(3) 昇任試験の実施状況(平成20年度)

Table with columns: 区分, 申込者数, 1次試験 (受験者数A, 合格者数), 2次試験 (受験者数), 口述術科 (受験者数), 最終合格者数, 最終合格率. Rows include 警部, 警部補, 巡查部長.

(4) 昇任選考の実施状況(平成20年度)

Table with columns: 職, 被選考者数, 合格者数. Rows include 部長級, 副部長級, 課長級, 副課長級, 主幹級, 主査級, 警部補, 巡查部長.

※上記のうち、選考に伴う試験の実施状況

Table with columns: 区分, 申込者数, 第1次試験 (受験者数A, 合格者数), 免除者数, 最終合格者数, 最終合格率 (A+B)/C. Rows include 主査級, 昇任試験.

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況  
平成20年10月16日、地方公務員法の規定に基づき、議会及び知事に対し、次のとおり、職員の給与等について報告及び勧告を行った。

1 公民給与較差等に基づく給与改定 給与改定の内容 ア 給料表 水準改定なし イ 地域手当 支給割合を引上げ(5.5%→6.5%) ウ 初任給調整手当 医療職給料表(1)適用者について国に準じて引上げ エ 特殊勤務手当 夜間看護手当について国に準じて改定 オ 期末・勤勉手当 改定なし カ 実施時期 イは、平成20年4月1日から実施。ウ・エは、平成21年4月1日から実施。
2 給与構造の見直し ① 地域手当 ア 医療職給料表(1)適用者に係る支給割合を国に準じて引上げ イ 平成21年4月1日から実施 ② 勤務実績の給与への反映 勤務実績の給与への反映に当たっては、職員の勤務実績等の的確な把握、これに基づく的確な反映など、引き続き、制度の適切な運用を図っていくことが必要
3 その他 ① 教育職員の給与 ア 給料表 新たな職の設置に伴い、教育職給料表(1)・(2)に特2級を新設 (平成21年4月1日から実施) イ 諸手当の見直し メリハリのある教員給与制度の実現という観点から、義務教育等教員特別手当及び教員特殊業務手当について、国の方針に沿って見直すことが適当 ② 職員の勤務時間 国や民間企業の状況を踏まえ、1日当たり7時間45分、1週間当たり38時間45分に見直すことが適当

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

- (1) 平成20年度中に処理したもの  
なし  
(2) 保属中のもの  
なし

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

(1) 平成20年度中に処理したもの

事 案 名	処分者	処分内容	不服理由の概要	受付年月日	受理年月日	審理状況	審理の結果	備考
昭和60年以前4号事案	埼玉県教育委員会	戒告	一斉休暇闘争に際してストライキを行ったことは、労働基本権を行使した正当・かつ当然な行動である等。	昭和44.1.22 外	昭和44.3.1 外	準備手続7回 口頭審理1回 外	H21.3.23 棄却5件	
平成18年(不)第2号ないし第4号事案	埼玉県教育委員会	戒告	組合交渉を無視した不当な職務命令に基づく処分である。	18.4.13	18.4.25	準備手続2回 口頭審理4回	20.6.27 棄却3件	審査併合
平成20年(不)第3号事案	埼玉県教育委員会	免職	有罪の実判決が確定していない時点で、処分は違法無効である。	20.11.20	20.11.25	—	21.2.7 取下げ	
人事評価面における判定取消請求			人事評価面における「教科指導d」20.9.5という強権的な評価は、不当な不利益処分である。	20.9.5	—	—	20.9.12 却下(期間経過)	
受診命令取消請求			教育局職員に精神科医師の医療行為を受けるようにと脅迫、威嚇された。	21.1.13	—	—	21.2.3 却下(不利益処分非該当)	

処理計8事案11件

(2) 保属中のもの

事 案 名	処分者	処分内容	不服理由の概要	受付年月日	受理年月日	審理状況	審理の結果	備考
昭和60年以前12号事案	埼玉県教育委員会	停職、戒告	一斉休暇闘争に際してストライキを行ったことは、労働基本権を行使した正当・かつ当然な行動である等。	昭和35.1.12 外	昭和35.1.25 外	準備手続1回 口頭審理68回 外	保属中140件	
平成20年(不)第2号事案	知事	停職	処分対象となった事実を誤認と誇張がある等。	20.11.10	20.11.25	—	保属中	
平成21年(不)第1号事案	埼玉県教育委員会	戒告	教職員人事評価制度は、教師を権力によって一般行政組織の枠に閉じこめてしまふものであり、許されないものである。	21.1.16	21.2.3	—	保属中	

保属中計14事案142件

(平成21年3月31日現在)

発行日
毎週 火曜日・金曜日
購読料金
一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者
埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇号 〇四八―八二四―二二二一(代表)
埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇号 代表 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所
関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇二(代表)